

## 電動キックボード利用にあたっての注意事項

1. 電動キックボードは道路運送車両法上の原動機付自転車に分類される車両です。  
標識の指示に従い、道路交通法を守って走行してください。
2. 歩道や高速道路の走行や二人乗りはできません。
3. 必ず1名で乗車し「車道（左側）」を走行してください。並走もお控えください。
4. 飲酒運転は厳禁です。
5. ヘルメットの着用義務があります。乗車時は必ずヘルメットを着用してください。
6. ヘッドホンの着用や携帯電話、カメラを操作しながらの運転は行わないでください。
7. 片手離し運転はしないでください。
8. 前方、後方不注意とならないように気を付けてください。
9. 車間距離を前後5メートル以上あけて走行してください。
10. 段差や溝、砂利がある場所には十分に注意して走行してください。
11. 駐車場、駐輪場以外への駐停車は駐停車違反、放置駐停車違反となります。
12. 二段階右折が必要な交差点で右折する際は、必ず二段階右折を行ってください。